

令和5年3月

泉大津市健康づくり推進条例

—解説集—

泉大津市健康こども部健康づくり課

## 前文

健康は、人が生涯にわたり、心豊かにいきいきと暮らし続けるための基本となるものであり、心身を健康に保ち、生活の質を高めることは、市民共通の願いである。

本市では、これまで市民の健康寿命の延伸を目的に、生活習慣病の予防や食生活等に対する具体的な目標を掲げた「いずみおおつ健康食育計画」を策定し、関係機関と連携しながら健康づくりに関する施策に取り組んできた。

しかし、近年、少子高齢化が急速に進展する中、要介護認定者数や医療費は増加傾向にあり、また、新たな感染症への対策等、今後より一層の健康づくりの推進が求められている。

このような中で、病気になる前の段階からの未病予防対策等の様々な健康課題を解決し、心身の健康状態を高めるためには、一人ひとりの健康状態を見える化し、ヘルスリテラシー（健康情報の活用力のことをいう。）を高め、食育の普及や現代医学、伝統医学等の多様な選択肢を提供し、市民が主体的に自分に合った健康づくりに取り組んでいくことが大切である。また、乳幼児から高齢者まで、ライフステージ等に応じた健康づくりを、市、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者の多様な主体の連携・協働により地域全体で支援し、推進していく気運の醸成が必要である。

ここに、健康づくりの基本理念及び施策の推進のための基本的事項を明らかにし、誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

### 【解説】

前文では、本条例を制定するに至った背景や本条例制定の趣旨、意義について、明らかにしたものであり、「誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくり」の実現を目指すことへの決意を表明するために設けています。

#### （市民の健康を取り巻く環境について）

- 市民の健康寿命は、男女とも全国、大阪府の健康寿命の平均を下回っています。
- 悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患など生活習慣とかかわりの深い疾患が主要死因の5割を超えています。

- 要介護認定者数は年々増加傾向にあり、10年間で要支援は約1.1倍、要介護は約1.5倍に増加しています。
- 泉大津市国民健康保険、後期高齢者医療制度の1人当たり医療費は、全国や大阪府と比べると高く、やや増加傾向にあります。

### (健康寿命について)

- 健康寿命とは、2000年にWHO（世界保健機構）が提唱した概念です。ここで、用いている健康寿命は、「日常生活動作が自立している期間」を指し、介護保険事業状況報告等のデータを用い、要介護2から5の認定者を「不健康」、それ以外を「健康」として算出したものです。

### (健康づくりの必要性について)

- 心身を健康に保ち、生活の質を高め、健康寿命を延伸するためには、市民一人ひとりが自身の健康への関心と理解を深め、ヘルスリテラシー（健康情報の活用力）（※1）を高め、主体的に自分に合った健康づくりに取り組んでいくことが大切です。

また、乳幼児期から高齢期まで各世代の身体的特性や生活・労働環境、健康に関する意識など、それぞれのライフステージに応じた取り組みを進めることが重要ですが、健康づくりの推進は、行政主導での取組や個人の努力だけでは難しい側面もあり、市民の主体的な健康づくりの取組を地域全体で支援する必要があります。そのためには、市、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者、保健医療関係者の多様な主体が連携、協働し、家庭や学校、職場、地域社会等あらゆる場における気運の醸成が欠かせません。

本条例は、市民の健康づくりのために、多様な主体の連携・協働による地域全体で推進していく気運を醸成し、未病予防対策等（※2）の様々な健康課題の解決に向けた健康づくり施策の充実を通じて、誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指すことを趣旨とし、制定しました。

※1 ヘルスリテラシー（健康情報の活用力）：

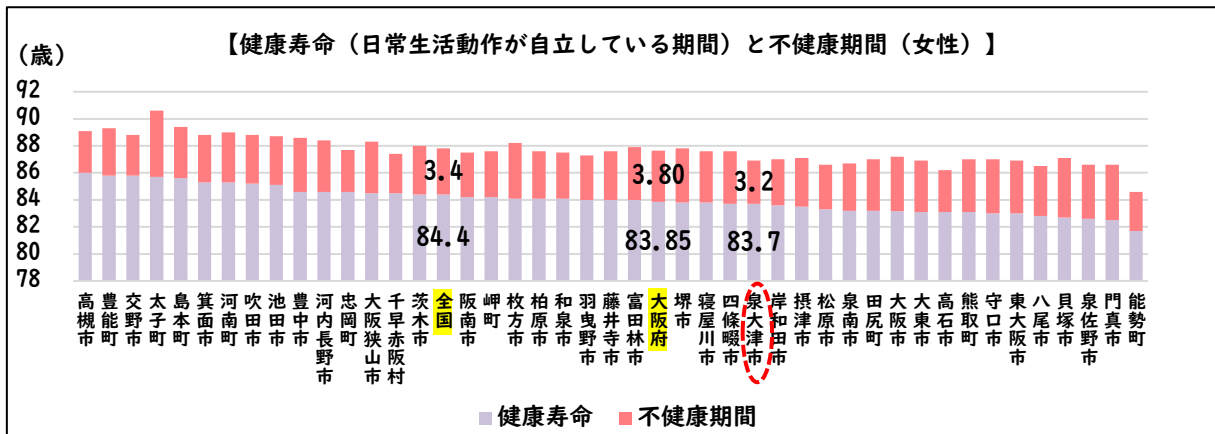
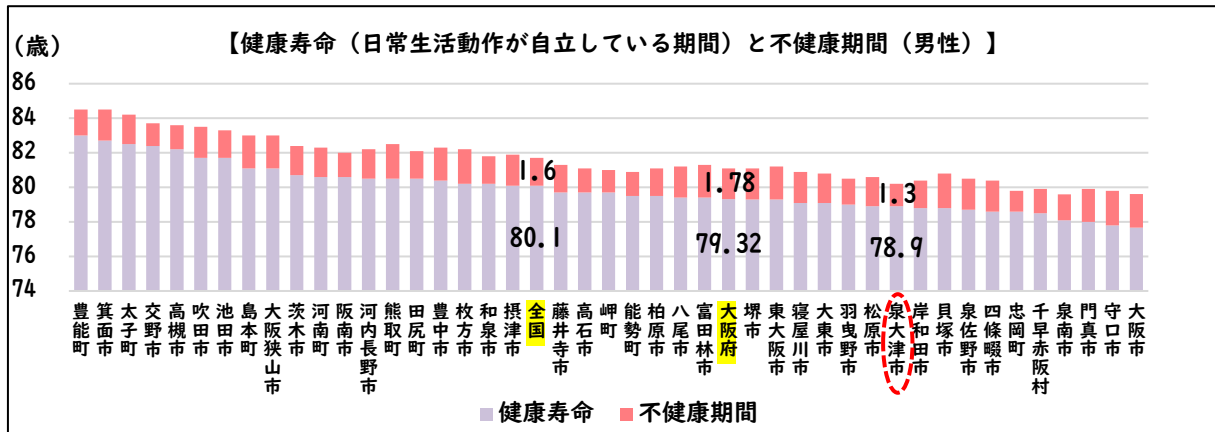
健康情報を入手し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力で、それによって日常生活におけるヘルスケア、疾病予防等についての判断や意思決定を行い、生涯を通じて生活の質を維持・向上させることができる力をいう。

※2 未病：

未病とは、健康と病気を「二分論」の概念で捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念のこと。

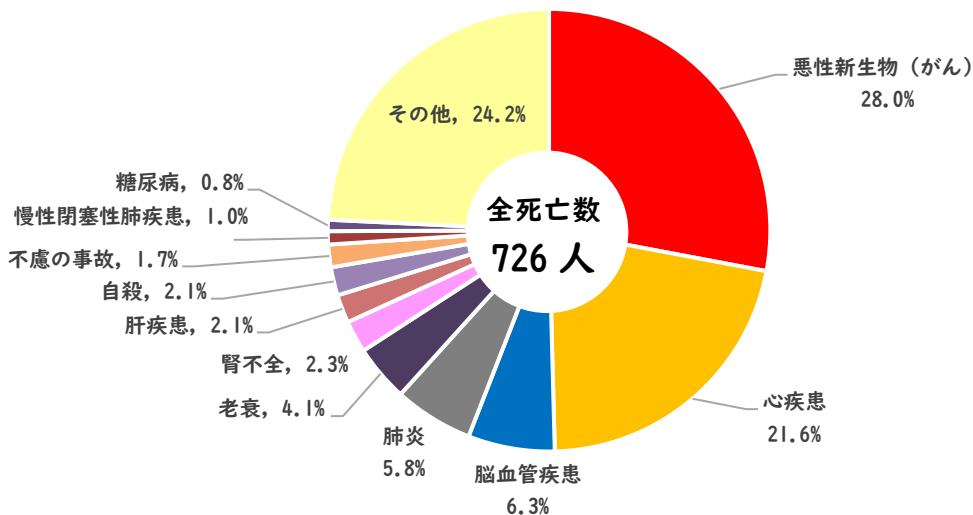
(参考)

### 【泉大津市民の健康寿命/令和2年】



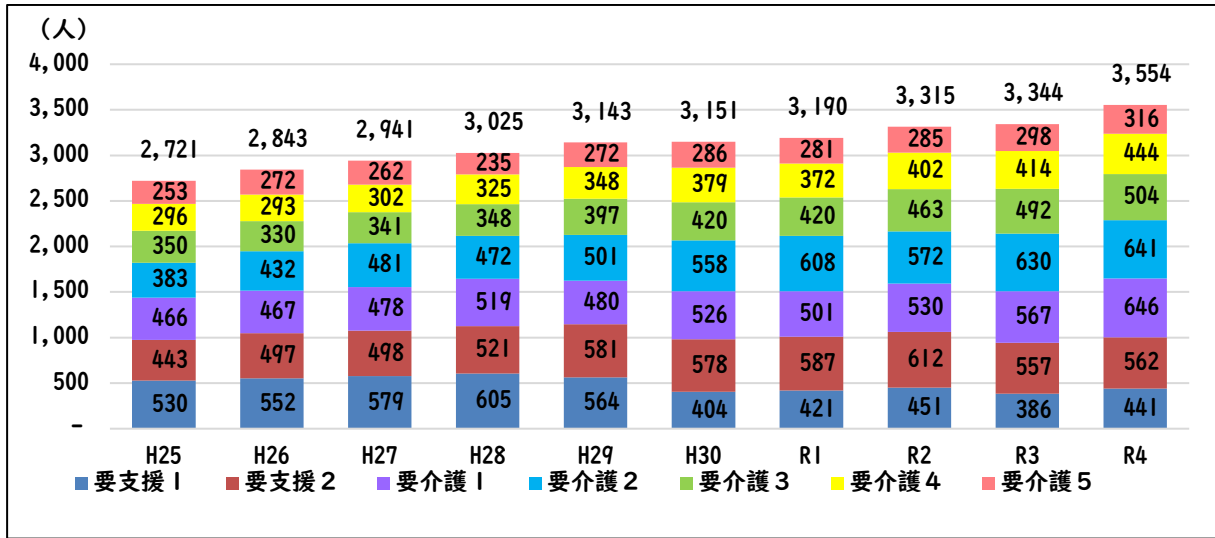
資料：大阪府健康医療部健康推進室「大阪府内市町村の健康寿命について（情報提供）」

### 【泉大津市の主要死因の割合/令和2年】



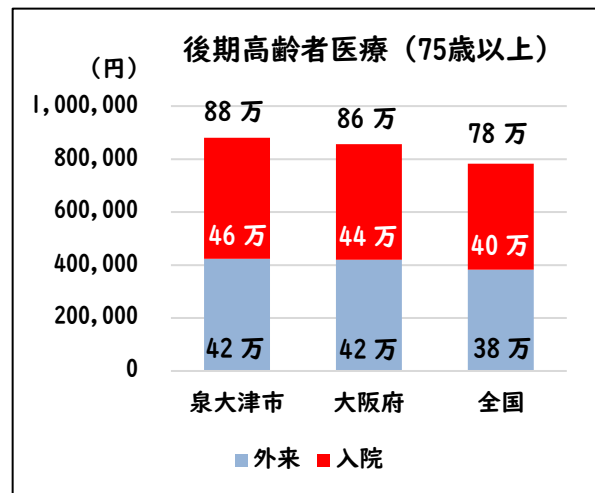
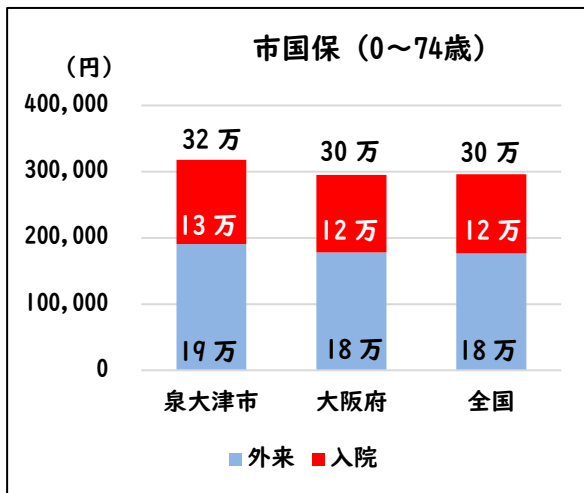
資料：厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」

### 【泉大津市の要支援・要介護認定者数の推移】

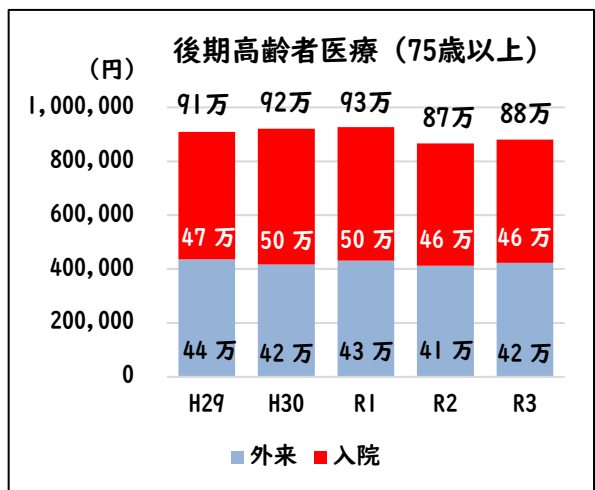
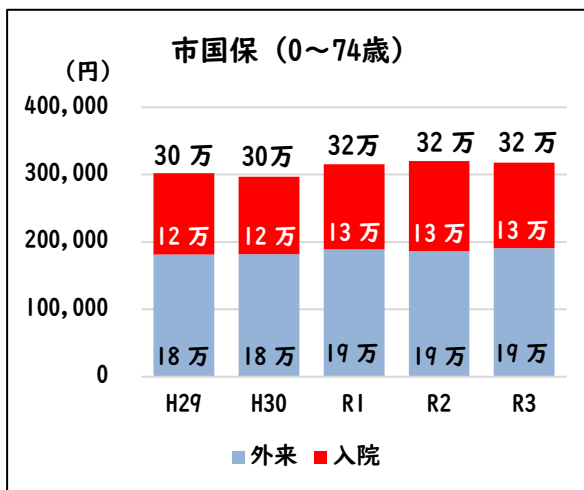


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（各年3月末現在）

### 【国民健康保険及び後期高齢者医療の一人当たり医療費/令和3年度】



### 【国民健康保険及び後期高齢者医療の一人当たり医療費の推移】



資料：KDBシステム（健康スコアリング（医療））

【泉大津市国民健康保険及び後期高齢者医療の医療費分析/令和3年度】

泉大津市国民健康保険（0～74歳）

疾病別入院医療費点数		
1	統合失調症	17,382,062
2	骨折	7,949,210
3	慢性腎臓病（透析あり）	7,477,619
4	関節疾患	6,922,066
5	脳出血	6,488,105
6	うつ病	5,862,312
7	脳梗塞	5,707,509
8	不整脈	5,641,683
9	大腸がん	5,525,645
10	肺がん	4,591,303

疾病別外来医療費点数		
1	糖尿病	24,138,748
2	慢性腎臓病（透析あり）	20,694,903
3	高血圧症	17,880,072
4	脂質異常症	11,984,132
5	関節疾患	11,955,007
6	肺がん	9,074,295
7	不整脈	6,780,387
8	うつ病	6,405,960
9	統合失調症	6,327,580
10	乳がん	5,693,107

資料：KDBシステム（医療費分析（1）細小分類）

後期高齢者医療保険（75歳以上）

疾病別入院医療費点数		
1	骨折	43,056,980
2	脳梗塞	23,902,256
3	不整脈	15,009,281
4	関節疾患	14,041,946
5	統合失調症	13,221,665
6	肺炎	11,107,249
7	認知症	10,695,161
8	心臓弁膜症	9,968,492
9	大動脈瘤	6,869,563
10	大腸がん	6,643,747

疾病別外来医療費点数		
1	糖尿病	32,028,940
2	高血圧症	27,731,192
3	関節疾患	22,226,536
4	不整脈	19,019,762
5	脂質異常症	15,490,325
6	慢性腎臓病（透析あり）	14,837,551
7	骨粗しょう症	12,138,022
8	肺がん	8,661,916
9	緑内障	7,881,647
10	前立腺がん	7,784,882

資料：KDBシステム（医療費分析（1）細小分類）

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関する基本理念を定めるとともに、市民の健康づくりのための基本的な事項を定め、市の責務並びに市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者の役割を明らかにすることにより、市民が生涯にわたり、誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

**【解説】**

この条は、本条例の目的が「市民が生涯にわたり、誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくりの実現に寄与すること」であることを明らかにしています。また、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務や市民、教育機関等、地域活動団体、事業者、保健医療関係者の役割を明らかにすることを定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 市民が生涯にわたりすこやかにいきいきと暮らすことができるよう、その性別、年齢、心身の状態等に応じた健康の保持及び増進並びに未病への対応を図るための主体的な取組をいう。
- (2) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- (3) 地域活動団体 市内において活動を行う団体であって営利を目的としないものをいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 保健医療関係者 市内において保健医療サービスを提供する法人その他の団体及び個人をいう。

**【解説】**

この条は、本条例における用語の定義を定めています。

**(健康づくり〔第1号〕について)**

- 健康づくりは、性別や年齢、心身の状態など個人が状況に応じて主体的に取り組むものであり、単に「病気にならないための取組」ではなく、「心身の状態を整えて、より健康な状態へ近づくための取組」として、健康の保持・増進や、未病への対応を図ることを指します。

**(教育機関等〔第2号〕について)**

- 教育機関等とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校など学校教育法に規定する学校と、保育所など児童福祉法に規定する児童福祉施設を指します。

〔 学校教育法に規定する学校：小学校、中学校、高等学校、幼稚園等  
児童福祉法に規定する児童福祉施設：保育所、認定こども園等 〕

**(地域活動団体〔第3号〕について)**

- 地域活動団体とは、市内で公益的活動を行う団体で、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会などの地域を基盤にした団体や、健康増進に関する活動を行う団体、自主グループを指します。

〔 食生活改善推進協議会、衛生委員会、民生委員児童委員協議会、  
老人クラブ連合会等 〕

**(事業者〔第4号〕について)**

- 事業者とは、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営主を指します。その事業活動は、営利目的であるか否かを問いません。

**(保健医療関係者〔第5号〕について)**

- 医療機関、保健医療分野の職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会等）、保健医療に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士）等の団体や個人を指します。



(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民の健康づくりは、市、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者が共に創ること。
- (2) 子どもから高齢者まで、全ての世代において市民一人ひとりが自らの健康に関心と理解を深め、心身の状態に合った健康づくりを選択し、自らの身体を整える力を育み、健康づくりに継続して取り組むこと。
- (3) 市、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者は、相互に連携を図りながら、市民一人ひとりが継続的に健康づくりを実践できる環境の整備に協働して取り組むこと。

**【解説】**

この条は、本条例を推進する上での基本理念を定めています。

- 市民の健康づくりは、市、市民、関係機関等の多様な主体の視点で共に創ることを基本理念として規定しています。
- すべての世代の市民が、自らの健康への関心と理解を深めることでヘルスリテラシーを高め、食生活の改善、適度な運動、休養等による生活習慣病の予防など、多様な選択肢から自らの心身の状態に合った健康づくりを選択し、身体を整える力を育み、健康づくりに継続的に取り組むことを、基本理念として規定しています。
- 市及び市民、教育機関等、地域活動団体、事業者、保健医療関係者の多様な主体が、相互に連携、協働することにより、家庭や学校、職場、地域社会における取組等、市民一人ひとりが継続的に健康づくりを実践できる環境の整備に努めることを、基本理念として規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者の意見を反映させ、相互に連携するよう努めるものとする。

3 市は、市民の健康に関する現状等を調査し、及び分析するとともに、国及び府の施策も参考にしながら、健康づくりの基本方針及び施策を明らかにしなければならない。

4 市は、市民の健康づくりに資する施策を含む計画を策定しようとするときは、この条例の趣旨を踏まえたものとなるようにしなければならない。

5 市は、市民一人ひとりの健康状態を見える化する環境を整備し、市民が自らの健康に関心と理解を深め、心身の状態に合った健康づくりを選択できるよう、学びの機会及び多様な選択肢の提供に努めるものとする。

6 市は、生涯を通じた心身の健康を支える食育及び持続可能な食を支える食育の推進に努めるものとする。

7 市は、健康づくりの気運の醸成及び市民が健康づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるものとする。

**【解説】**

この条は、健康づくりを推進する上での市の責務を定めています。

- 市は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとし、その施策の実施にあたっては、市民や関係団体の意見を反映させ（市民共創）、相互に連携を図りながら協働して取り組むよう努めることを定めています。
- 市は、健康づくりに資する施策の総合的な策定実施を図るため、特定健診や診療報酬明細書（レセプトデータ）等、保健医療に関する情報や統計データの収集・分析を行い市民の健康課題を把握し活用を進めます。また、施策を具体的に表した計画については、国や府の計画を参考にし、この条例の趣旨に沿った内容とすることを定めています。
- 市は、従来から取り組んでいる健康診査や特定健診、がん検診等のほか、身体

の状態を測定し数値化するなど健康状態を見える化する環境を整備し、学びの機会や現代医学、伝統医学等の多様な選択肢の提供に努めることを定めています。

- 市は、子どもの基本的な生活習慣の形成や健康寿命の延伸につながる食育の推進など生涯を通じた心身の健康を支える食育と、地産地消の推進、和食文化の保護・継承など持続可能な食を支える食育の推進に努めることを定めています。
- 市は、多様な主体と連携（官民連携）し、健康づくりの気運の醸成及び市民が健康づくりに取り組みやすい環境の整備に努めることを定めています。

#### （市民の役割）

第5条 市民は、この条例の基本理念に基づき、自らの身体は自らで整えるという意識を持ち、自らの健康に関心と理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、健康診査や健康状態が把握できる様々な機会等により、自らの健康状態を把握し、心身の状態やライフステージに応じた健康づくりに継続して取り組むよう努めるものとする。

3 市民は、家庭、地域、教育機関等、職場等において行われる健康づくりの推進に関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

#### 【解説】

この条は、健康づくりに関して市民の役割について定めています。

- 市民は、基本理念（第3条第2項）において、自らの健康に関心と理解を深め、心身の状態に合った健康づくりを選択し、自らの身体を整える力を育み、健康づくりに継続して取り組むこととしています。
- 第1項は、身体の健康は、自分の健康状態を知ることから始まるという考えのもと、市民は、自分の身体は自分で整えるという意識を持ち、自分の健康に対し関心と理解を深めるよう努めることを定めています。
- 第2項及び第3項は、健康診査や特定健診、がん検診、歯科健診などの法に基づく健（検）診や、イベント、講座など、市が実施する健康づくりの推進に関する

る施策や家庭や地域をはじめ様々な主体による健康づくりの推進に関する活動に参加することを通じて、自らの健康状態を把握し、心身の状態やライフステージなど自分に合った健康づくりを選択し、継続して取り組むことを、それぞれ努力義務として定めています。

○ 法に基づく健診（検診）制度

ライフステージ	法 律		
妊娠-出産後-小学校就学前	<b>母子保健法</b> （妊婦、1歳6か月児、3歳児） 市町村 ≪義務≫		
児童生徒等	<b>学校保健安全法</b> （就学時健診、幼児、児童、生徒又は学生） 学校 ≪義務≫		
39歳以下	<b>医療保険各法</b> <small>（健康保険法、国民健康保険法等）</small> （被保険者・被扶養者） 保険者 ≪努力義務≫	<b>労働安全衛生法</b> （労働者） 事業者 ≪義務≫	<b>健康増進法</b> （住民） 市町村 ≪努力義務≫
40～74歳	<b>高齢者医療確保法</b> （加入者）	※事業者健診の受診を優先。健診結果を特定健診の結果として利用可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周疾患検診</li> <li>・骨粗鬆症検診</li> <li>・肝炎ウイルス検診</li> <li>・がん検診</li> <li>・健康診査など</li> </ul>
75歳以上	保険者 ≪義務≫		

(教育機関等の役割)

第6条 教育機関等は、様々な健康づくりに資する活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、乳幼児、児童、生徒及び学生に対し、食育及び体育等の健康教育を通じて、心身ともに健康な身体づくりの推進に努めるものとする。

2 教育機関等は、市、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

**【解説】**

この条は、健康づくりに関して教育機関等の役割を定めています。

- 教育機関等は、様々な関係団体と連携・協働を図りながら、子どもたちの基本的な生活習慣や豊かなこころをはぐくみ、食育や保健・体育などの健康教育などを通じて、心身ともに健康な身体づくりの推進に努めることを定めています。
- 市が実施する健康づくりの推進に関する施策や様々な関係団体等による健康づくりに資する活動に、教育機関等が協働して取り組むことに努めることを定めています。

(地域活動団体の役割)

第7条 地域活動団体は、市民の健康づくりに資する活動に取り組むよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、市、教育機関等、事業者及び保健医療関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

**【解説】**

この条は、健康づくりに関して地域活動団体の役割を定めています。

- 地域活動団体による健康づくりに関する取組は、市民にとって活動のきっかけになるとともに、身近に仲間ができることによる継続的な取組への効果が期待されるため、市民の健康づくりに資する活動に取り組むよう努めることを定めています。

ます。

- 市が実施する健康づくりの推進に関する施策や様々な関係団体等による健康づくりに資する活動に、地域活動団体が協働して取り組むことに努めることを定めています。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、当該事業者の行う事業に従事する者の健康診断、検診の受診等の促進その他の心身の健康に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、健康づくりに関する情報、技術及び活動の場の提供を行うとともに、市、教育機関等、地域活動団体及び保健医療関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

**【解説】**

この条は、健康づくりに関して事業者の役割を定めています。

- 事業者は、労働安全衛生法により、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて従業員の安全と健康を確保することが求められています。
- 事業者は、従業員に対し健康診断や検診等を受診しやすい機会の確保、メンタルヘルス対策、受動喫煙対策等、従業員の健康づくりに配慮しや職場環境を整えるよう努めることを定めています。
- 市が実施する健康づくりの推進に関する施策や様々な関係団体等による健康づくりに資する活動に、事業者が協働して取り組むことに努めることを定めています。

(保健医療関係者の役割)

第9条 保健医療関係者は、健康づくりの推進に必要となる多様な保健医療サービスを市民が適切に受けることができるよう努めるとともに、健康づくりに資する情報、人材及び活動機会の提供に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者は、市、教育機関等、地域活動団体及び事業者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

**【解説】**

この条は、健康づくりに関して保健医療関係者の役割を定めています。

- 保健医療関係者は、それぞれの専門性に基づき、未病の観点を含めた保健、医療に関する多様な正しい情報を市民に提供した上で、保健指導、健康診査、検診、医療その他の保健医療サービスを、市民がそれぞれの個人の状態に応じて適切に受けられるよう努めることを定めています。
  
- 市が実施する健康づくりの推進に関する施策や様々な関係団体等による健康づくりに資する活動に、保健医療関係者が協働して取り組むことに努めることを定めています。

(健康づくりの推進に関する計画の策定等)

第10条 市は、健康づくりの推進に関する施策を実施するため、市民の健康づくりに関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民の健康づくりの推進に関する基本方針

(2) 市民の健康づくりの推進に関する目標数値

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための必要な事項

3 市は、計画の策定に当たっては、市民をはじめとする関係者から広く意見を聴くものとする。

4 市は、計画を策定した時は、その内容を速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

#### 【解説】

この条は、健康づくりの推進に関する計画の策定等を定めています。

- 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により、「市町村は、住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする」と定められており、この規定に基づいて策定された計画が本条例における健康づくりの推進に関する計画です。

なお、本市では、平成16年度に「健康泉大津21計画」を、平成26年度に「第2次健康泉大津21計画」を、令和元年度には「泉大津市食育推進計画」と一体化した「いずみおおつ健康食育計画」を策定し、食育を含めた健康づくりに関する各種事業に取り組んでいます。

- 計画の策定や変更に当たっては、市民をはじめ、学識経験者や各関係団体等から広く意見を聴くことや、内容を公表することを定めています。



(推進委員会)

第11条 市民の健康づくりの推進に関し、必要な事項を調査審議するため、いずみおおつ健康食育計画推進委員会を置く。

**【解説】**

この条は、健康づくりの推進に関する委員会について定めています。

- 市は、市民の健康づくりを推進するため、市、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者、保健医療関係者等の多様な主体の参画により、市民の健康づくりを推進するための委員会を設置することを定めています。
- 委員会の設置により、市民の主体的かつ効果的な健康づくりの支援に向けての連携・協働の強化や健康づくりの気運醸成に取り組みます。

(人材の育成及び活用)

第12条 市は、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者及び保健医療関係者と協働して、健康づくりの推進を図るため、健康づくりに関する知識を有し、健康づくりの活動に携わる者の育成及び活用に努めるものとする。

**【解説】**

この条は、健康づくりの推進に関する人材の育成及び活用を定めています。

- 市は、市民の健康づくりを推進するため、市民、教育機関等、地域活動団体、事業者、保健医療関係者等の多様な主体と協働して、市民の健康づくりを推進するための人材を育成し、活動の場を整備するなど、市民が地域で健康づくりに取り組みやすい環境をつくることを定めています。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**【解説】**

この条は、条例の施行に関して必要となる事項について、この条例とは別に市長が定めることとしています。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。